

岡山県 第007号

認 定 証
(鳥獣捕獲等事業の変更の認定)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
第18条の7第1項の変更の認定をする。
よってこの証を交付する。

令和8年5月11日

岡山県知事 伊原木 隆太



有効期間 令和10年5月29日まで

| | | |
|------------|---|----------------------|
| 法人 | 名 称 | 三洋環境株式会社 |
| | 住 所 | 岡山市北区下伊福上町8番20号 |
| | 代表者の氏名 | 小林 寛嗣 |
| 事業管理責任者の氏名 | | 赤坂晃靖 |
| 事業の 内容 | 捕獲等をする鳥 獣の種類及びそ の方法 | わな（イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア） |
| | 夜間銃猟をする 際の安全管理を 図るための体制 が基準に適合す る場合はその旨 | — |
| 変更の内容 | | 捕獲等をする鳥獣の種類追加（ヌートリア） |

注意事項

- この認定証は、認定鳥獣捕獲等事業者として事業を受託する場合に、必要に応じて提示しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- この認定証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。

備 考

- 「事業の内容」のうち、「捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法」の組み合わせが複数ある場合は、全て記載すること。方法については、省令第二条に定める銃器、網又はわなを使用する4つの猟法（銃器（装薬銃）、銃器（空気銃）、網、わな）から該当する猟法を記載するものとする。
- 「事業の内容」のうち、「夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合する場合はその旨」の欄には、法18条の5第1項第2号の基準に適合する場合に限って、「適合」と記載すること。

三洋環境株式会社
代表取締役 小林 寛嗣 様

岡山県農林水産部長

鳥獣捕獲等事業の変更認定について（通知）

令和 8 年 4 月 27 日付けで申請のあった標記のことについて、別紙のとおり変更認定証を送付します。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 5 第 1 項の認定基準（欠格要件、事業管理責任者要件、捕獲従事者要件、安全管理体制基準、事業従事者技能・知識基準、事業従事者研修内容基準など）に適合するように認定鳥獣捕獲等事業を維持してください。

認定基準に適合するように維持していないと認められる場合は、報告徴収、立入検査、措置命令等の対象となり、認定が取り消される可能性があります。

なお、認定内容の変更等が生じた場合は、下記に留意の上、手続してください。

記

1 変更の申請

以下に該当する場合は変更申請の手続が必要になります。

- (1) 捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の追加変更
- (2) 捕獲従事者の追加や狩猟免許の種類に係る変更
- (3) 事業管理責任者の変更
- (4) 安全管理体制に関する事項の変更
- (5) 研修の実施に関する事項の変更

2 変更の届出

以下に該当する場合は、変更の日から 30 日以内に変更の届出が必要になります。

- (1) 名称、住所及び代表者氏名の変更
- (2) 捕獲等をする鳥獣の種類又はその方法の一部変更
- (3) 捕獲従事者に係る変更

※ (2) (3) については、追加の場合は変更申請が必要となります。

3 更新及び廃止

認定の有効期間（3 年）を更新する場合は、有効期間満了日の 90 日前から 60 日前までの間に更新申請が必要になります。

事業を廃止したときは、30 日以内に届出が必要です。

岡山県 農林水産部 農村振興課
鳥獣害対策室 担当：石原
電話：086-226-7439
FAX：086-224-1109